

六ヶ所村地域防災計画（風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編） の修正の要旨

1. 修正の概要

六ヶ所村地域防災計画（風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編）（以下、「村計画」という。）については、これまで国の防災体制の枠組みの変更、青森県地域防災計画（風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編）（以下、「県計画」という。）の修正等に合わせて修正を行ってきた。

今回の修正は、前回修正（平成26年6月）後、国の防災基本計画の修正や災害対策基本法の一部改正、平成30年3月に修正された県計画の内容、また、村の組織改正等の内容を踏まえ、村計画を修正した。

2. 主な修正項目

（1）災害対応の時間的推移を踏まえた本編構成の見直し等

① 「自衛隊災害派遣要請」を「避難」の前へ

【（風）（地）第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」】

② 「相互応援協定等に基づく広域応援協力」について、新たに「広域応援」として「自衛隊災害派遣要請」の後ろへ

【（風）（地）第4章第6節「広域応援」】

③ 「第2章第3節動員計画」から「業務継続性の確保」を分離し明確化

【（風）（地）第3章第2節「業務継続性の確保」】

④ 「動員計画」から「複合災害対策」を分離し明確化

【（風）第3章第22節「複合災害対策」】

【（地）第3章第25節「複合災害対策」】

（2）大規模災害への対策の強化

① 地震・津波対策の抜本的強化

ア 直近の地震・津波被害想定調査結果の反映

- ・ 近年の新しい科学的知見と最新の地域特性等に基づいて県が実施した最大クラス地震・津波被害想定調査の結果を反映。

【（地）第1章第9節「地震・津波による被害想定」】

イ 津波防災対策の充実

- ・ 村は津波避難ビル等の緊急避難場所等の整備、民間施設の活用等による避難関連施設の確保等により津波に強いまちづくりの形成を図ることを追加。

【(地) 第3章第11節「津波災害対策」】

- ・ 村及びライフライン事業者は施設等の耐浪性の確保等によるライフライン機能の確保を図ること等を追加。

【(地) 第3章第11節「津波災害対策」】

ウ 避難指示の発令基準

- ・ 新たな制度や過去の災害の教訓を踏まえた国のガイドラインの改定を踏まえ、避難勧告等の発令基準を修正。

【(風)(地) 第4章第8節「避難」】

② 大規模広域災害への対策

ア 災害に対する即応力の強化

a 広域後方医療施設への傷病者の搬送

- ・ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営等、広域後方医療施設への傷病者の医療搬送体制を確立することを追加。

【(風) 第4章第18節「医療、助産及び保健」】

【(地) 第4章第19節「医療、助産及び保健」】

b 航空機の運用調整

- ・ 防災関係機関所属航空機の安全運航と効率運用に資するため、青森県災害対策本部内に航空機の運用調整を行う組織が設置されることを追加。

【(風)(地) 第4章第7節「航空機運用」】

イ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

a 指定緊急避難場所の指定

- ・ 村が指定緊急避難場所として指定する施設の要件等を追加し、これまでの避難所等を指定緊急避難場所に見直し。

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

【(地) 第3章第9節「避難対策」】

b 避難行動要支援者名簿の作成・活用

- ・ 村は避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成し、発災時にはこれを活用して迅速な安否確認等に努めることを追加。

【(風) 第3章第12節「要配慮者等安全確保対策」、第4章第8節「避難」】

【(地) 第3章第17節「要配慮者等安全確保対策」、第4章第8節「避難」】

ウ 被災者保護対策の充実

a 指定避難所の指定

- ・ 村が指定避難所として指定する施設の要件等を追加し、これまでの避難所等を指定避難所に見直し。

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

【(地) 第3章第9節「避難対策」】

b 罹災証明書の交付

- ・ 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、村は罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることを追加。

【(風) 第6章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」】

【(地) 第5章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」】

c 被災者台帳の作成

- ・ 村は被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施等に努めることを追加。

【(風) 第6章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」】

【(地) 第5章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」】

③ 地域防災力の強化

ア 自主防災組織と消防団の連携

- ・ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、自主防災組織と消防団が連携した訓練の実施等に関することを追加。

【(風) 第3章第6節「自主防災組織等の確立」】

【(地) 第3章第5節「自主防災組織等の確立」】

- ・ 自主防災組織の地区防災計画の策定による効果的な防災活動の実施に関することを追加。

【(風) 第3章第6節「自主防災組織等の確立」】

【(地) 第3章第5節「自主防災組織等の確立」】

④ 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興

ア 復興計画に基づく計画的な復興

- ・ 計画的な復興は「大規模災害からの復興に関する法律」に基づいて行うことを明記。

【(風) 第6章第1節「公共施設災害復旧」】

【(地) 第5章第1節「公共施設災害復旧」】

⑤ その他

ア 訪日外国人旅行者対策

- ・ 要配慮者に訪日外国人旅行者が含まれることを明確化。

【(風) 第3章第7節「防災教育及び防災思想の普及」】

【(地) 第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」】

(3) 近年の災害を踏まえた対策の強化

① 平成26年2月の大雪を踏まえた対策の強化

ア 放置車両等の撤去

- ・ 災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等による放置車両等の移動の措置に関することを追加。

【(風) 第4章第16節「障害物除去」】

【(地) 第4章第17節「障害物除去」】

② 広島土砂災害（平成26年8月）等を踏まえた対策の強化

ア 土砂災害警戒情報の活用

- ・ 村は土砂災害警戒情報、これを補足する情報等を活用して避難勧告の発令範囲を設定すること等を追加。

【(風) 第3章第20節「土砂災害予防対策」】

イ 適時適切な避難行動等

- ・ 指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合には、緊急的な退避場所への移動、屋内待避等を行うべきことについての住民への周知徹底に努めることを追加。

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

【(地) 第3章第9節「避難対策」】

- ・ 土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設の名称等を村地域防災計画に定めること等を追加。

【(風) 第3章第20節「土砂災害予防対策」】

③ 関東・東北豪雨災害を踏まえた対策の強化

ア 実効性のある避難計画の策定

- ・ 村が指定する指定緊急避難場所について、必要に応じて近隣市町村に設けることができることを追加。

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

【(地) 第3章第9節「避難対策」】

- ・ 村の避難計画の作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮するよう努めることを追加。

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

イ 適切な避難行動を促す情報伝達

- ・ 住民等に警報等が確実に伝わるよう、国、県、村が伝達手段の多重化、多様化を図ることを追加。

【(風) 第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」】

- ・ 村が設置する誘導標識は、日本工業規格に基づく図記号を使用した分かりやすい避難場所等の表示に努めることを追加。

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

【(地) 第3章第9節「避難対策」】

ウ 被災生活の環境整備

- ・ 住民等が主体的に避難所の運営ができるよう、村によるマニュアルの作成、訓練等を通じた必要な知識の普及に関することを追加。

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

【(地) 第3章第9節「避難対策」】

- ・ 村は避難所の適切な運営管理のため、専門性を有した外部支援者の協力が得られるよう努めることを追加。

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

【(地) 第3章第9節「避難対策」】

④ 熊本地震等の教訓を反映した災害対策の強化

ア 被災者の生活環境の改善

- ・ 避難行動要支援者名簿の適切な管理を追加。

【(風) 第3章第12節「要配慮者等安全確保対策」】

【(地) 第3章第17節「要配慮者等安全確保対策」】

- ・ 県が保健衛生活動を円滑に行うための保健医療の総合調整等に努め、村は県と連携することを追加。

【(風) 第4章第18節「医療、助産及び保健」】

【(地) 第4章第19節「医療、助産及び保健」】

- ・ 村が解体業者等と連携した損壊家屋の解体体制を整備すること等を追加

【(風) 第4章第24節「廃棄物等処理及び環境汚染防止」】

【(地) 第4章第25節「廃棄物等処理及び環境汚染防止」】

- ・ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で避難所運営の役割分担を定めておくことを追加

【(風) 第3章第10節「避難対策」】

【(地) 第3章第9節「避難対策」】

イ 応急的な住まいの確保や生活復興支援

- ・ 住家被害認定調査等について、被災者へ明確に説明することを追加

【(地) 第4章第26節「被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定」】

- ・ 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討を追加

【(風) 第6章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」】

【(地) 第5章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」】

- ・ 大規模盛土造成地における住宅の耐震化の促進を追加

【(地) 第3章第14節「土砂災害対策」】

⑤ 平成28年台風第10号災害等を踏まえた対策の強化

- ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成することを追加

【(風) 第3章第12節「要配慮者等安全確保対策」】

【(地) 第3章第17節「要配慮者等安全確保対策」】

- ・ 県及び市町村が要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認することを追加

【(風) 第3章第12節「要配慮者等安全確保対策」】

【(地) 第3章第17節「要配慮者等安全確保対策」】

- ・ 県は、その他の河川（洪水により相当な損害を生じる恐れがあるものとして県が指定した河川以外の河川）については、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、村等へ河川水位等の情報を提供することを追加

【(風) 第4章第10節「水防」】

⑥ その他最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

- ・ 平成28年台風第10号災害を踏まえ、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更。

【(風) (地) 第4章第8節「避難」】

- ・ 災害現場で活動する県警察・消防機関・第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）・自衛隊の部隊の情報共有、活動調整等のための合同調整所の設置に関することを追加。

【(風) 第4章第11節「救出」】

【(地) 第4章第12節「救出」】

(4) 関係法令の改正による制度改正を踏まえた対策の強化

① 水防法・下水道法等の改正関係

- ・ 県及び村は想定し得る最大規模の降雨、高潮を想定して雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を指定すること等を追加。

【(風) 第3章第18節「水害予防対策」】

- ・ 県及び村の洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位及び高潮特別警戒水位の設定並びに水位がこれらの警戒水位に達したときの関係機関等への周知に関することを追加。

【(風) 第4章第10節「水防」】

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正関係

- ・ 村が災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図ることを追加。

【(風) 第4章第24節「廃棄物等処理及び環境汚染防止」】

【(地) 第4章第25節「廃棄物等処理及び環境汚染防止」】

(5) 青森県防災対策強化検討委員会の検討結果及び県計画の修正を踏まえた修正

① 村災害対策本部の機能強化

ア 配備態勢の基準の見直し及び明確化

- ・ 災害へ対処する態勢の見直しを行い、非常態勢、警戒態勢及び準備態勢の基準を明確化

【(風) (地) 第2章第2節「配備態勢」】

イ 村災害対策本部に準じた組織の明確化

- ・ 村災害警戒本部及び村災害情報連絡会議の体制等を追加。

【(風) (地) 第2章第4節「村災害対策本部に準じた組織」】

② 災害備蓄対策の強化

- ・ 災害備蓄の方針、実施内容を追加

【(風) 第3章第11節「災害備蓄対策」】

【(地) 第3章第10節「災害備蓄対策」】

③ 物資輸送対策の強化

- ・ 県は一次物資拠点を、市町村は二次物資拠点の確保を図ることを明示

【(風) 第4章第20節「輸送対策」】

【(地) 第4章第21節「輸送対策」】

(6) 村の組織改正を踏まえた修正

① 理事制の廃止を踏まえた修正

- ・ 各部長については各課長が、各班長については各課長補佐が行い、全部長を災害対策本部員とする

【(風)(地) 第2章第2節「配備態勢」】

② 課の統廃合を踏まえた修正

現行		修正案	
部名	班名	部名	班名
総務部	総務班	総務部	総務班
		<u>財政部</u>	<u>財政班</u>
		<u>税務部</u>	<u>税務班</u>
防災部	災害対策班	<u>災害対策部</u>	災害対策班
	<u>広報班</u>	<u>政策推進部</u>	<u>政策推進班</u>
産業部	<u>農林水産商工班</u>	<u>農林水産部</u>	<u>農林水産班</u>
	建設班	<u>建設部</u>	建設班
福祉部	<u>避難所対応班</u>	福祉部	福祉班
	健康班	<u>健康部</u>	健康班
		<u>子ども支援部</u>	<u>子ども支援班</u>
		<u>住民部</u>	<u>住民班</u>
		<u>会計部</u>	<u>出納班</u>
教育部	学務班	<u>学務部</u>	学務班
		<u>社会教育部</u>	<u>社会教育班</u>
企業部	上下水道班	<u>上下水道部</u>	上下水道班
消防部	消防班	消防部	消防班
7部	10班	16部	16班

_____ : 新設 ~~~~~ : 廃止 _____ : 名称の変更

【(風)(地) 第2章第2節「配備態勢」】

③ 課の統廃合等を踏まえた分掌事務の修正

- ・ 総務部の輸送車両対策、燃料対策、応急対策予算、義捐金対策を、財政部に修正
- ・ 総務部の税の減免対策を、税務部に修正
- ・ 広報班の住民広報等対策を、総務部に修正
- ・ 農林水産商工班の商工業対策、食料・日用品等の確保及び輸送対策を、政策推進部に修正
- ・ 避難所対応班の乳幼児等対策を、子ども支援部に修正
- ・ 広報班の住民相談対策を、住民部に修正
- ・ 総務部の災害関係経理を、会計部出納部に修正
- ・ 教育部の文化財対策を、社会教育部に修正

【(風)(地)第2章第2節「配備態勢」】

④ 各部における応援体制の強化

- ・ 各部の分掌事務に、他部の実施事項の応援について明記

【(風)(地)第2章第2節「配備態勢」】

(7) その他の修正

- ・ 記載の明確化、字句の修正等